

栃木県アルコール健康障害対策推進計画の概要

1 計画策定の位置づけ等

アルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号)第14条第1項の規定に基づき、本県の実情に即したアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するための県の計画

計画期間

令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までの3年間

2 計画の概要

基本理念

- (1)発生予防、早期発見・早期介入及び回復支援の各段階に応じた対策を実施するとともに、アルコール健康障害を有する者とその家族を支援する。
- (2)アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮を行う。

基本的な方向性

1 発生予防

- (1)正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり

2 早期発見・早期介入

- (2)誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- (3)医療における質の向上と連携の促進

3 回復支援

- (4)アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

重点課題

- (1)飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (2)アルコール健康障害に関する予防及び相談からの治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

目標

- ①生活習慣病のリスクを高める量の飲酒者の割合の減少
- ②未成年の飲酒をなくす
- ③妊娠中の飲酒をなくす

- ①県に1箇所以上の相談拠点機関を設置
- ②県に3箇所以上の専門医療機関を設置(うち治療拠点機関1箇所以上)

基本的施策

- (1)教育の振興等
- (2)不適切な飲酒の誘引の防止

- (1)健康診断及び保健指導
- (2)アルコール健康障害に係る医療の充実等
- (3)アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等
- (4)相談支援等

- (1)社会復帰の支援
- (2)民間団体の活動に対する支援

人材の確保等